(仮) 協 定 書

一般社団法人日本港運協会(以下「日港協」という)と全国港湾労働組合連合会(以下「全国港湾」という)、並びに全日本港湾運輸労働組合同盟(以下「港運同盟」という)は、2023年度の労働条件改善について、下記の通り協定する。

記

1．個別賃金・産別制度賃金の引き上げについて

（1） 労働環境整備のための取り組みの促進

① 日港協並びに元請各社は政府の進める「価値創造のための転嫁円滑化」施策（以下「政府施策」という）を積極的に推進し、港湾労働者の賃金引上げ・雇用環境整備に資するため、2021 年春闘協定第３項（３）に基づき、適正料金の確保に取組む。この取組みを通じて、日港協は各個別（専業・検査・関連）交渉や地区労使交渉を後押しし、魅力ある港湾労働の環境整備を行えるよう誠実に対応していく。

② この政府施策を推進する取り組みは、来年度以降も継続する.

③ 日港協会員元請事業者は、上記「適正料金収受」に向けた取り組みについて、３月 31 日付にて日港協より元請事業者宛てに発出した「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージについてのご理解とご協力のお願い」の趣旨を理解し、荷主・ユーザーに対応する。

④ 日港協は、各地方運輸局が公表している港湾運送事業者に対する行政指導を憂慮し、監督官庁からその内容を把握したうえで、是正に向けて然るべく対応を図るものとする。

（2） 産別制度賃金の引き上げについて

2022 年春闘協定 1.⑵②に基づき、産別制度賃金、あるべき賃金、産別基準賃金、及び標準者賃金の改定については、本春闘から切り離し、継続協議する。

2．魅力ある港湾労働の確立/労働諸条件の整備について

（1） 週休二日制をはじめ年間の休日の在り方について

① 週休二日制未実施企業については早急に実施できるよう引き続き当該労使での協議を促す。

② 週休二日制、年末年始例外荷役を含む年間の休日の在り方、時間外労働の割増率などを総括的に考量するため、「賃金労働時間問題専門委員会」において協議していく。

③ 関連職種の週休二日制・時間外基礎分母の短縮を実施するために、日港協は地区労使協議・個別元請事業者との協議の促進を図り、具体化できた労使毎に速やかに実行する(2022 年４月１日として遡及実施)。

⑵ 検査事業に係る課題について

①2022 年春闘協定に基づき、指定事業体を本来の姿に是正すべく、指定事業体において検査業務に就労する労働者を本体に採用し、早急に解決を図る。進捗状況については、検数・検定小委員会で確認を行う。

② 指定事業体において検査業務に就労し、48 歳以上で本体検査事業者に入会した労働者の「港湾労働者年金の適用とする制度改定の可否（22 春闘協定）」について、直ちに専門委員会を設置し、継続協議する。

③ 「標準者賃金の適用者要件、『年齢 35 歳・有資格者』とする改定を前提(22 春闘協定)」とする検数・検定小委員会における協議を直ちに行い、2023 年４月１日（遡及）を目途に関係労使で協議する。

⑶ 産別協定・確認書などの編纂については、専門委員会を開催して詳細を協議する。

３．港湾における「人員不足対策」について

人員不足問題についての包括的な対策を議論するため、労使による専門小委員会を設置し、協議・検討を行い、労使政策委員会に対して答申案をとりまとめる。

４．雇用と職域確保・拡大の課題、港湾労働法の全港・全職種適用について

（1）インランドデポ、港頭地区並びに隣接地区における物流倉庫を「港湾運送事業者の業域並びに、港湾労働者の職域となるよう(22 春闘協定)」具体化すべく、労使政策委員会として視察・現状把握の取り組みを実施する。

（2）日港協は 18 春闘協定を再確認する。この合意に基づき、早急に港労法問題労使検討委員会を開催し、港湾労働法の全港・全職種適用に向けた具体的施策を検討し、時期を見定め労政審港湾労働専門委員会に対する具申についても協議・検討する。

（3）事前協議の作業体制に関連を付記することについては、各関係地区労使で対応する。

（4）港湾運送事業法施行規則の一部改正（お手伝い特例）に係る検討会を労使で立ち上げ、同制度に係る件について協議を行う。

5．安心・安全の港湾を確立する課題について

（1） 感染症(新型コロナウイルス等)に関する確認書(20 年６月 30 日付)３項で合意した「諸制度の整備については継続して協議」する。

（2） 各関係事業者は、直接放射線検査に携わった労働者の放射線検診を、本年度より順次実施し、詳細については、労使政策委員会で協議する。
なお、中古車（建機）の積み込み・固縛に従事した労働者の健康診断については、改めてその時期などについて安全専門委員会で協議する。

（3） ２０２２年春闘協定に基づき、労災補償制度ワーキンググループで引き続き進捗状況を検証し、必要に応じ関係労使で協議する。

6．港湾政策・政府・港湾管理者の進める諸施策に対する課題

（1） 非効率石炭火力発電施設の休・廃止の政府施策に対し、国交省及び厚労省に、実効ある事業存続措置・雇用の確保策を要請し、協議のための連絡会議（仮称）の設置を求める。

⑵ 港湾地区再開発が行われる場合は、港湾労働者の雇用と職域確保のため、その内容について事前に広く周知徹底するよう、関係者に協力を要請する。

（3） 港湾運送・港湾労働に係る法改正を含めた諸施策の港運への影響については、適宜労使政策委員会を開催し協議する。また、各地区における港湾安定化協議会の活性化を図るため、日港協として各地区協会に周知・徹底を図る。

⑷ 認可料金の復活・適正料金確保を目指し、適正料金収受プロジェクトチームは、各地方運輸局が公表する料金監査結果において届出料金に満たない原因を行政に確認するなど実情把握のうえ、今後の具体的取り組みを整理し、実行する。

以　上

2023年(令和５年)４月　日

一般社団法人　日本港運協会
経営労働委員会
委　員　長　小　野　孝　則

全国港湾労働組合連合会
中央執行
委 員 長　　真　島　勝　重

全日本港湾運輸労働組合同盟
会　　長　　日　吉　正　博